

答 申

第1 審査会の結論

高知市長が行った平成31年2月27日付け行政情報一部公開決定(30商振第598号)及び同年3月20日付け行政情報一部公開決定(30商振第635号)(本件一部公開決定を合わせて「本件決定」という。)について、別表以外の部分について非公開としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については公開すべきである。

第2 審査請求の趣旨等

- 1 本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成31年2月6日及び同年3月7日付けで高知市行政情報公開条例(平成12年条例68号。以下「条例」という。)に基づき行った2件の行政情報公開請求に対し、高知市長(以下「実施機関」という。)が行った本件決定の一部取消しを求めるといものである。
- 2 本件決定に係る行政情報は、別紙のとおりである。
- 3 審査請求人は、本件決定に係る行政情報のうち、次の文書等について非公開処分の取消しを求めている。
 - (1) 基本協定(案)及び原案(以下「本件行政情報ア」という。)
 - (2) 西敷地利活用事業公募型プロポーザルで第二次審査に出席した優先交渉権者以外の業者(次点)の提案書(以下「本件行政情報イ」という。)
 - (3) 平成30年10月9日付け優先交渉権者提出資料(以下「本件行政情報ウ」という。)
 - (4) 平成30年11月1日付け事業スケジュール案(以下「本件行政情報エ」という。)
 - (5) 公認会計士事業検証結果に関する整理・解決状況の内容(以下「本件行政情報オ」という。)
 - (6) 新図書館西敷地利活用事業基本協定締結に係る協議会議録中優先交渉権者の発言内容(平成30年10月9日分、平成30年11月1日分、平成30年11月12日分、平成30年11月14日分)(以下「本件行政情報カ」という。)
 - (7) 運営法人に係る検討経緯及び方針についての内容(以下「本件行政情報キ」という。)
 - (8) 「議会報告に関する申し入れ書」の内容(以下「本件行政情報ク」という。)
 - (9) 平成30年11月13日分公認会計士の整理・解決状況案の表の一部(以下「本件行政情報ケ」という。)

第3 審査請求人の主張

審査請求人が主張している本件審査請求の主な内容は、概ね次のとおりである。

- 1 公開請求時及び処分通知時には市自身が計画を断念し、事業を中止し白紙化していたた

め、当該事務は遂行の必要はなかった。公開によることで当該事務に支障が生じ執行が困難になることなどあり得ない。平成31年2月12日に、実施機関が市議会に事業を断念すると報告した後に情報公開請求をしたのであるから、事務事業の支障に係る条例第9条第6号の適用は認められない。

- 2 条例第9条第6号の適用に当たっては、実施機関側に立証責任があり、恣意的な解釈・運用は許されない。処分理由は、「公開すれば、当該又は将来同種の事務等の公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるため」とあるだけである。この理由付記に関して条例第7条においては、「当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」と明示しているが、通知書では条例条項の抜き書きのコピーでしかなく、瑕疵ある処分である。
- 3 公募型プロポーザルは、単に金額の多寡により決定するより企画能力を比較検討できることで幅広く応募者を得て提案等を公平に検討し、住民の公益に対応ができる利点がある。ただし、本件の場合、高知市公募型プロポーザル方式契約事務の手引きで示された「公正性、透明性、客観性」の確保どころか、公平であるべき選定委員の推薦も経過文書が不存在で、募集要項に違反した事業計画を提出した業者を合格とする異様な審査結果が出された。将来の同種事業のためにも協議会会議録等の意思形成過程情報は公開されるべきであった。現に8月末までには公開されていた。全経過情報の公開こそ、条例前文の憲法の求める自治の本旨（住民自治）に沿い、住民参加の透明で開かれた市政が前進する。また、条例の目的にある市民の知る権利を保障できる。まして事業を断念せざるを得なかったのであるから、市民が真相を求めるのは当然であり、事実経過を隠そうとすることは許されない。原則公開に欠ける事務は許されない。
- 4 実施機関は、基本協定締結に係る協議の会議録を平成30年8月31日分まで全面公開してきた。この事実経過と照らし合わせれば、「公開すれば、当該又は将来の同種の事務等の公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれ」などは生じておらず、本件決定の理由は白を黒と言い逃れするもので条例の精神・目的を逸脱し、条文の解釈・運用面でも極めて悪質である。事務事業遂行上支障が存在することについての主張・立証責任は実施機関側にあり、また「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることは情報公開制度運用の常識である。
- 5 実施機関は本件行政情報カについて、本件決定では条例第9条第6号を適用して非公開としながら、当審査請求の審査期間中に行った令和元年11月20日付け行政情報一部公開決定（31商振第690号）では、同号を適用する根拠を失ったことを認め、適用条項を恣意的に変更し、理由も示さず同条第3号を適用して非公開とした。審査請求の最中に処分理由を変更することは、法的に認められない。

- 6 協定は、公募型プロポーザルで提案（事業計画）が公正な基準で採択された場合に着工する上の実務的打合せの場で、市としての注文・構想・提案をまとめ記載したもので、相手方や第三者とで紛争となる性質はない。自治体等公共団体の各種事業、工事では計画・予算・工程等、事前に住民に説明するのは普通のことである。本件の場合、市民の利害に直結したものであり、事業の停止が決まった後の事後公開に何の支障もない。その具体的な事例も説明できていない。また、将来の公募型プロポーザルは種別・個別に異なった事業・設計・工事が対象となり本件事業計画と同じになる可能性は絶無であり、また本件高層マンション事業と全く同じ公募を予定しておれば影響を及ぼすかもしれないが、そのような説明・立証はされていない。協定案の内容で「法的保護に値する部分」があれば、部分開示処分が相当で、冊子の全部を内容の精査もなく非公開とすることは、条例と別次元の思惑があったとしても、市民の知る権利の射程外での判断で、市民は許容しない。
- 7 本件行政情報イについて、辞退者は、団体・企業名、辞退届も公表されている。優先交渉権者以外の業者は、団体・企業名の名称までも公開しない全面非公開処分は極めて不当で、取り消すべきである。内容に法的保護に値する部分があれば、特定記録の部分非公開で処理できる。

高知市の場合、募集要項で、「提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。」、「提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。」、「提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。」、「提出された書類は、高知市行政情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第3号に該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第3号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。」としている。本件で、次点者は情報非公開希望申出書を提出したのか、また、その内容はどうであるかを明らかにする必要がある。

なお、知的財産性の問題も知的財産基本法第2条でいう意匠権に該当しないことが東京都中野区の情報公開審査会答申（2014答申第56号）で確認されている。また、「模倣による事業者利益損失のおそれ」が非公開の根拠となるかについても、「法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じると判断しがたい」との判断が示されたが、本件の場合でも当然のことである。

- 8 本件行政情報エについて、市役所でも民間団体でも事業のスケジュール公表が事務執行

の障害になることなどあり得ない。どのような場合や内容により誰かの権利を侵害し、又は利益を害するか明らかにすることを求める。

- 9 本件行政情報オは、優先交渉権者の事業案に関して、公認会計士が示した疑問点や再協議の必要性を求められた事項について、市が問題点の改善について取り組んだ内容や進行状況を整理したもので、業務を効率的に進める協議資料である。また、業者の要求などへの対応にもなっている。同様の整理表は、平成30年8月までの段階でも妥当性検討委員会でも協議され、公開されている。実施機関からの業者への質問状や業者の回答も公開されてきた。整理表が公開されて事務・事業の進行の障害となることは何も立証されていない。

また、実施機関は、「新図書館西敷地利活用事業の方向性について」で、表で整理した諸課題は再交渉の結果クリアしたと説明し、基本協定締結の実務を進めると決裁している。それでも非公開に拘る意図も特殊事情も全く理解できない。

- 10 本件行政情報情報キについて、部分非公開として内容を全て黒塗りした文書が出された。根拠は条例第9条第6号適用である。ところが、別に内容が判る文書も開示された。同じ文書が一通は内容非公開で、別の一通では内容が全て公開された。情報公開における公開・非公開という審査請求人の知る権利に関わる判断がいかに杜撰に取り扱われているかが判る。

第4 実施機関の決定理由

実施機関が弁明書、意見陳述等で主張する本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

- 1 新図書館西敷地利活用事業（以下「西敷地利活用事業」という。）は、本件決定を行った平成31年2月27日及び同年3月20日時点では、平成31年2月12日付け30商振第575号の決裁文書において、「西敷地利活用事業については、市有地を民間事業者に貸し付け、事業者が持つノウハウや柔軟な発想で民間事業を実施してもらうことにより中心市街地の活性化を図ることを目的として公募型プロポーザルを実施し、これにより優先交渉権者に決定した事業者とこれまで実現に向けて協議を行ってきたが、協議の結果、事業を進めることが困難と判断したため、協議を終了し改めて公募することとする」と意思決定しており、民間活力を活用した中心市街地の活性化に寄与する施設整備を目的とする西敷地利活用事業は、公募型プロポーザルによる事業者選定手続を始め、これまでと同様のスキームで今後実施するものである。
- 2 審査請求人が「当該事業を断念し事業を中止し白紙化していた。」と指摘している「当該事業」は、平成30年1月に本市が西敷地利活用事業の優先交渉権者に決定した事業者（以下「優先交渉権者」という。）の提案に基づく事業を断念したということであり、西敷地利活用事業自体を断念し、白紙化したものではないため、本件決定の理由として、条例第9条第6号を適用することに不当な点はない。また、優先交渉権者から提案され

た事業の断念に関する最終判断については、相手方と合意書を作成し、優先交渉権者の決定の取消しを通知した平成31年3月29日である。

- 3 条例第9条第6号を適用するに当たっての理由は、本件決定に係る通知書に記載されているものと考えており、今回の審査請求の対象となった本件決定についてのみ理由の記載に変更を加えたものではなく、これまでの決定処分に際しても同様の記載としていくことや、詳細な理由を記載することにより、どのような内容の行政情報であったのかが推測される可能性もあることから、理由の記載を是正すべきであるとは考えていない。
- 4 本市と優先交渉権者との平成30年2月16日から同年8月31日までの15回の協議に関する行政情報は、条例に基づき公開に支障がないことから、個人情報を除き一部公開決定をしたものである。審査請求人が指摘するその後の協議記録については、西敷地利活用事業の交渉の事務に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来同種の事務等の公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第9条第6号に該当する情報について非公開としたものである。また、当該協議記録は、用地交渉、労務交渉等の記録に該当するものと考えており、情報公開事務の手引において、公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるものの例として挙げられている。
- 5 全部非公開とした基本協定(案)については、西敷地利活用事業は引き続き実施するものであり、事業自体を断念し、白紙化したものではないことから、西敷地利活用事業の交渉の事務に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来同種の事務等の公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあることを理由として、条例第9条第6号を適用したものである。
- 6 第二次審査に出席した優先交渉権者以外の業者からは、本件行政情報イに係る情報非公開希望申立書が提出されており、「事業計画書(4)収支計画、資金計画」、「全体配置計画」、「全体立面図」、「全体外観パース」、「全体断面図」について、「事業計画書(4)収支計画、資金計画に記された収入予定(販売計画)、支出予定(原価計算書)、資金計画データ(資金調達計画)、新築工事支払時期計画(設備投資計画)」には、その算出根拠が記載されており、公開された場合、競合事業者に対する事業競争力が損なわれることが予想される。また、建物の設計図等についても、「技術等に関するノウハウが含まれるため。」として、非公開を希望している。これにより、当該法人の事業提案書は、法人の営業、販売上のノウハウ又は秘密に関する情報であって、これを公開すれば、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したことから、非公開処分をしたものである。
- 7 本件行政情報エについては、西敷地利活用事業の交渉の事務に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来同種の事務等の公正又は円滑な遂行に支障が生ずる

おそれがあることから、条例第9条第6号を適用し、一部公開決定をしたものである。交渉過程におけるスケジュール案は、用地交渉、労務交渉等の記録に該当するものと考えており、情報公開事務の手引において、公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるものの例として挙げられている。また、本件行政情報エは、優先交渉権者から提出されたものであり、その内容として条例第9条第3号の法人情報と同条第6号の事務事業支障情報の二面性を有している。

- 8 本件行政情報オについては、条例第9条第6号を適用しているが、当該情報は、用地交渉、労務交渉等の記録に該当すると考えており、情報公開事務の手引において、公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるものの例として挙げられており、当該又は将来同種の事務等の公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあることから、一部公開決定をしたものである。
- 9 本件行政情報キは、平成30年10月10日付け30商振第368号において既に情報公開決定処分をしていた情報であり、当該行政情報に係る一部公開決定処分は不適切な行政処分であったと認める。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、条例第1条に定めるとおり、市民の知る権利を具体的に保障するとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することにある。したがって、実施機関は、条例第3条に定めるとおり、行政情報の公開を請求する権利が十分尊重されるよう、公開を原則としてこの条例を解釈し、運用しなければならない。しかしながら、この場合において、実施機関は、請求の対象となる行政情報に条例第9条各号に定める非公開情報が記録されているときは、個人又は法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

2 本件行政情報キに関する処分について

実施機関は、本件決定のうち本件行政情報キに関する部分の非公開処分は不適切であったことを認めているが、当審査会においても、当該非公開処分は妥当ではないと判断することから、本件行政情報キについては公開すべきである。

3 争点

したがって、本件行政情報キ以外で審査請求人が公開すべきとして争っている本件行政情報ア、本件行政情報ウから本件行政情報カまで、本件行政情報ク及び本件行政情報ケ（以下「本件行政情報ア等」という。）の条例第9条第6号該当性及び本件行政情報イの条例第9条第3号該当性に関し、以下検討する。

4 本件行政情報ア等の条例第9条第6号該当性等について

(1) 非公開情報該当性の判断の時点等について

条例に基づく非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。また、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。このことを踏まえて、本件決定の時点における西敷地利活用事業の状況を、審査請求人と実施機関から提出された文書及び意見陳述の際に聴取した内容から検討する。

実施機関は、平成31年2月12日に基本協定書の締結に向けた優先交渉権者との協議は終了することを公表していたものの、西敷地利活用事業は現行の新図書館西敷地利活用事業基本方針を踏まえて、改めて公募型プロポーザルにより事業者を選定することを同日付けで意思決定していた。また、その後、実施機関は優先交渉権者の提案に基づく事業の中止について、同年3月29日に相手方と合意書を締結している。本件決定の時点は、同年2月27日及び同年3月20日であり、本件決定の時点では西敷地利活用事業自体は継続しており、優先交渉権者と事業中止に係る合意に向けて交渉中であったとする実施機関の主張については妥当であると判断する。

(2) 本件行政情報ア等の条例第9条第6号該当性について

ア 当審査会において、本件行政文書ア等を見分したところ、その非公開部分は、実施機関が主張するように、西敷地利活用事業の実施に向けた交渉の事務に関する情報であって、本件決定の時点では、当該非公開部分を公開することにより、当該事業の実施（事業中止に係る合意形成を含む。）のために必要な関係者の理解や協力が得にくくなると認めるに足りる合理的な理由があると考えられる。また、交渉の事務に関する情報という性質上、当該非公開部分の中には、条例第9条第3号に該当する法人情報であって、公開することにより、相手方の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認めるに足りる合理的な理由がある情報が含まれるとする実施機関の主張についても不合理な点はない。

イ 続いて、本件決定に係る理由不備の有無について検討する。

一般に、法令が行政処分の理由を示すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。

条例第7条第3項が「公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないときは、公開請求者に対し書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、

当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定しているのは、非公開情報該当性の判断において、実施機関の慎重かつ公正妥当を担保して、その恣意的な判断を抑制するとともに、非公開とする理由を公開請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨であると解される。このような趣旨に鑑みれば、情報公開の決定等通知書に記載すべき理由としては、公開請求者において、条例第9条各号に規定する非公開情報のどれに該当するかを、その根拠とともに客観的に理解できる程度に記載しなければならない（最高裁第一小法廷平成4年12月10日判決参照）。

これを本件決定について見ると、西敷地利活用事業の実施に向けた交渉の事務に関する情報を記載したものであるという本件行政情報ア等の種類及び性質を踏まえれば、審査請求人は、本件決定の通知書に記載されている条例第9条第6号適用に係る根拠規定及びその理由について、了知し得るものと認められる。

ただし、実施機関が主張する本件行政情報ア等に係る非公開部分の中に条例第9条第3号に該当する情報が含まれる旨の記述は、本件決定の通知書には見当たらない。この点において、条例第9条第3号に該当する情報については、公開しないこととする根拠規定及びその理由として、同号適用に係る内容を通知書に記載して提示すべきであったと判断する。

5 本件行政情報イの条例第9条第3号該当性について

(1) 本件行政情報イは、新図書館西敷地利活用事業公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、事業応募者から提出されたものである。募集要領には、「提出された書類は、条例に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第3号に該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第3号に該当する部分がある場合は、事業提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（情報非公開希望申立書）を提出すること。」と定めている。

(2) 本件行政情報イを提出した事業応募者（以下「提出事業者」という。）からは、情報非公開希望申立書が提出されており、提出事業者は次の部分の非公開を希望している。

「事業計画書中の(4)収支計画，資金計画」，「全体配置計画」，「全体立面図」，「全体外観パース」，「全体断面図」

したがって、本件行政情報イの中で提出事業者が条例第9条第3号に該当すると認める部分は、上記の情報に限定されている。

(3) 当審査会において本件行政情報イを見分したところ、当該行政情報には、提出事業者が提案した事業コンセプト，事業効果，事業内容，収支計画，資金計画等提出事業者の

保有する生産技術、営業、販売上のノウハウが具体的に記載されており、定型化されたものではない。また、当該行政情報は、提出事業者の蓄積した知見や経験に基づき、独自の創意工夫によって作成されており、その表現方法等は、全体としてノウハウに当たるものと認められる。

そのため、本件行政情報イのうち別表に掲げる部分以外の部分については、公開することにより、提出事業者の事業活動又は名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められることから、実施機関が条例第9条第3号を適用して非公開としたことは、妥当であると判断する。しかしながら、別表に掲げる部分については、募集要領に記載されている第二次審査書類に関する情報等であって、これを公開することにより、提出事業者の正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるとはいえず、条例第9条第3号には該当しないと認められるため、公開すべきものと判断する。

第6 結論

以上のとおり、当審査会は、本件決定について冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 答申に際して付する意見

当審査会は、実施機関が行った本件決定の妥当性について審理や判断を行うものであり、本件決定以外の情報公開決定の妥当性並びに本件行政情報の作成の必要性やその記載内容及び実施機関の取組の妥当性について審理や判断を行うものではないことを付記する。

第8 当審査会の審査結果

当審査会の審査経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年10月15日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年10月30日	実施機関から諮問の説明を受けた。 (第231回審査会)
令和元年11月12日	審査請求人から意見書等を受理した。
令和元年11月14日	実施機関から行政情報を受理した。
令和元年12月16日	諮問に係る調査審議を第1部会で実施することを決定した。 (第232回審査会)
令和2年1月24日	諮問の審議を行った。 (第1回第1部会)
令和2年1月30日	審査請求人及び関係人並びに実施機関からの意見聴取を行

	った。 諮問の審議を行った。 (第2回第1部会)
令和2年2月18日	諮問の審議を行った。 (第3回第1部会)
令和2年2月21日	諮問の審議に関する報告を行った。 (第233回審査会)
令和2年3月5日	諮問の審議を行った。 (第4回第1部会)
令和2年4月～6月	新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針に基づき 審査会開催を延期し、諮問の審議を中断した。
令和2年7月22日	諮問の審議を行った。 (第5回第1部会)
令和2年9月11日	諮問の審議を行った。 (第235回審査会)
令和2年9月23日	答申を行った。

別表

対象となる 行政文書	公開すべき部分	
本件行政情報 イ	表紙	標題・第二次審査書類の番号及び名称・副本標記・提出 年月日
	1ページ	全て
	2ページ	標題・第二次審査書類の番号、名称及び項目名・ページ 番号
	3～6ページ	第二次審査書類の番号、名称及び項目名・ページ番号
	7ページ	標題・第二次審査書類の番号、名称及び項目名・ページ 番号
	8～16ページ	第二次審査書類の番号、名称及び項目名・ページ番号
	17～21ページ	第二次審査書類の番号及び名称・ページ番号・外枠
	22ページ	第二次審査書類の番号及び名称・ページ番号
	23ページ	第二次審査書類の番号及び名称・ページ番号・外枠
本件行政情報 キ	全て	

別紙

- 1 平成31年2月6日の情報公開請求に関する行政情報
 - (1) 西敷地利活用事業に関して（平成30年9月以降）
 - ① 市側と業者の協議・連絡に関する一切の記録
協議項目・日時・参加者
協議の記録（概要可）
双方から提出された一切の文書・資料，メール
 - ② 同事業に関する市役所内の検討・協議の記録・資料
 - ③ 国交省等との折衝の記録
 - ④ その他受信・発出した文書・資料及びメール
 - (2) 平成31年度予算案（西敷地利活用事業関連）について
原案及び課内の予算協議資料，予算調書（詳細な根拠資料含む），査定関連資料
 - (3) 三月市議会への西敷地利活用事業関連議案（原案）
 - ① 提出予定日
 - ② 議案協議の経緯と資料
 - (4) 西敷地利活用事業公募型プロポーザルで第二次審査に出席した優先交渉権者以外の業者の提案書
 - (5) 交渉相手の新会社名，保証人の資料

- 2 平成31年3月7日の情報公開請求に関する行政情報
西敷地利活用事業に関する
 - ① 平成31年2月7日以降の市及び業者の協議記録及び提出資料（メールを含む。）
 - ② 事業の白紙化を公表したことに関する資料
業者との協議が整わなかった事情が判る資料
中止に関する庁内協議（意思形成過程）の資料
中止を決めた起案紙
 - ③ 基本協定書の原案